議案第９９号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成２７年 ６ 月１５日提出

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成１２年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「（特例割合を定めてするものを含む。）」を削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、同項第１号及び第２号に掲げる第１号被保険者に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、２９，９２０円とする。

附則第３０項を附則第３３項とし、附則第２９項の次に次の３項を加える。

（平成２７年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額）

３０　第８条第２項に該当する者の平成２７年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料は、第１０条第１項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（平成２７年１２

月にあっては、平成２８年１月４日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第１４２条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

⑴　平成２７年７月までの各月　第８条第１項第１号又は第２号及び第３項並びに第９条の規定により算定した保険料額の１２分の１の額

⑵　前号以外の各月　第８条第２項及び第３項の規定により算定した平成２７年度分の保険料額から平成２７年７月までの月割額の合算額を控除した額の８分の１の額

３１　前項各号に規定する額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額は全て当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が１００円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。

３２　第１０条第３項の規定は、前２項の規定により難い第１号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成２７年度分の保険料から適用する。

参考資料

制　定　要　旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の段階が第１段階及び第２段階に該当する第１号被保険者の平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料を減額賦課するため、この条例を制定するものである。